
平成19年度
市民企画事業補助金
審査結果のまとめ

平成19年4月
八王子市

目 次

1 審査結果総括表	-----	1
2 採択事業一覧表（新規事業）	-----	2
3 採択事業一覧表（継続事業）	-----	3
4 予備審査	-----	5
5 本審査	-----	9
6 参考資料		
(1) 経過	-----	22
(2) 市民企画事業補助金審査委員会開催状況	-----	22
(3) 八王子市市民企画事業補助金交付要綱	-----	23
(4) 平成19年度補助対象事業募集要項	-----	27
(5) 市民企画事業補助金の審査基準について	-----	31
(6) 市民企画事業補助金審査委員会設置要綱	-----	32
(7) 市民企画事業補助金審査委員会委員名簿	-----	33
(8) 市民企画事業補助金庁内審査会設置要綱	-----	34
(9) 市民企画事業補助金庁内審査会委員名簿	-----	35
(10) 担当課一覧	-----	36

審査結果総括表

部 門		件 数		金額(円)	予算額(円)	予算額 - 補助予定金額(円)	備 考
A	活動支援部門	応募	14	1,399,000	1,000,000	399,000	
		採択したもの	9	849,000	1,000,000	151,000	
		不採択としたもの	5	—			
B	新規	応募	22	11,568,000			1月10日 B新1「上由木菜園クラブ」取下げ 1月11日 B新15「西東京オープンエア-スタジオ」取下げ 2月16日 B新22「ミュージックTOWN802」取下げ
		審査期間中に取下げのあったもの	3	2,065,000			
		採択したもの	12	5,369,000			
		不採択としたもの	7	—			
	継続	応募	6	2,561,000			
		採択したもの	6	2,561,000			
		不採択としたもの	0	—			
	小計	応募	28	14,129,000	10,000,000	4,129,000	
		審査期間中に取下げのあったもの	3	2,065,000			
		採択したもの	18	7,930,000	10,000,000	2,070,000	
		不採択としたもの	7	—			
	計	応募	42	15,528,000	11,000,000	4,528,000	
審査期間中に取下げのあったもの		3	2,065,000				
採択したもの		27	8,779,000	11,000,000	2,221,000		
不採択としたもの		12	—				

採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	18年度補助金 交付予定額（円）
A 新 1	脳とくらしの活性化「脳がめざめるアート塾」	ヒーリングアート・パステルカフェ	100,000
A 新 5	紙芝居普及活動	わくわく紙芝居サークル	100,000
A 新 6	音楽療法体験・ワークショップ	豆の木音楽療法研究所	100,000
A 新 7	不登校ひきこもり者自立支援及びカウンセリング新事業に関する広報活動	カウンセリングスペースまてりあ	50,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	18年度補助金 交付予定額（円）
B 新 2	英語劇を通して学ぶ多文化理解事業	アクティヴライン・八王子	231,000
B 新 3	デイジー図書作製	八王子朗読の会“灯”	103,000
B 新 4	学校図書館999(キューキューキュー)!	八王子に学校図書館を育てる会	146,000
B 新 5	八王子大江戸舞祭2007 八王子合同合宿	八王子大江戸舞祭実行委員会	500,000
B 新 7	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	415,000
B 新 8	八王子健康生きがいフェスティバル	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	71,000
B 新 14	外国人のデジタルデバイド解消のための相談会	情報ボランティアの会(八王子)	780,000
B 新 17	「滝山城ガイドブック」の作成(出版)	滝山城跡群・自然と歴史を守る会	300,000
B 新 18	3世代交流広場事業	おおきに	823,000
B 新 19	「夏休み親子日本語教室」	特定非営利活動法人 全国日本語教師会	250,000
B 新 20	高尾周辺花めぐりガイドブック	高尾の野花を見る会	1,000,000
B 新 21	八王子散策ポケットブックの作製	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	750,000

採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門					
受付番号	事業名	団体名	19年度補助金 交付予定額（円）	18年度補助金 交付額（円）	17年度補助金 交付額（円）
A 1	里山風景の復元と自然体験 できるフィールドづくり	畦っこ元気くらぶ	100,000	100,000	-
A 2	第5回七夕交流会	南大沢音訳の会「こだま」	99,000	84,000	-
A 3	荒廃竹林の整備と竹紙生産 に関する研究及び啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	100,000	100,000	-
A 4	市民参加型援農活動による 農業の活性化	すずしろ22	100,000	100,000	-
A 5	子育て学習会(リトルアプリ コット)	リトルアプリコット	100,000	100,000	-
B 事業実施部門					
受付番号	事業名	団体名	19年度補助金 交付予定額（円）	18年度補助金 交付額（円）	17年度補助金 交付額（円）
B 1	越中八尾おわら風の踊り in八王子(おわら風の盆)	八王子「おわら風の盆」の 会	800,000	1,000,000	-
B 2	ふるさとの食を拓く	NPOふるさとの食を拓く会	160,000	-	200,000
B 3	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員 会	400,000	600,000	-
B 4	地域社会の活性化を図る 趣味の作品展	特定非営利活動法人 めじ るむつみクラブ	86,000	225,000	-
B 5	子ども支援と高齢者に生 きがいつくり、世代間交流	きよぴー	600,000	1,000,000	-
B 6	「八王子の手話」ガイド ブック	八王子市聴覚障害者協会	515,000	250,000	-

予備審査

予備審査の経過

平成18年12月15日	応募締切
16日～26日	協働推進課で形式審査
26日	担当課に審査を依頼
平成19年1月9日～16日	協働推進課と担当課により応募書類の内容確認 のための応募者面接を実施
17日	担当課審査終了
19日	庁内審査会に審査を依頼
2月2日	庁内審査会開催
6日	予備審査報告書を審査委員会に提出

採点方法について

A部門

審査項目2項目（各3点満点）及び補助金交付の必要性 委員一人につき6点満点

公益性

期待度

B部門

審査項目5項目（各3点満点）及び補助金交付の必要性 委員一人につき15点満点

政策合致性

計画性

社会貢献度

ニーズの高さ

八王子らしさ

予備審査結果 (A活動支援部門)

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望額 (円)	採点結果	
				平均 得点数	補助金交付の 必要性有りとした 委員数
A 新 1	脳とくらしの活性化「脳がめざめるアート塾」	ヒーリングアート・パステルカフェ	100,000	3.000	7
A 新 2	みんなで考えよう	読書クラブ八王子	100,000	0.778	0
A 新 3	アバンティ情報発信事業(活動紹介)	特定非営利活動法人 アバンティ	100,000	1.000	0
A 新 4	民間レベルの日中友好活動基礎作り	八王子市日本中国友好協会	100,000	3.667	5
A 新 5	紙芝居普及活動	わくわく紙芝居サークル	100,000	4.000	9
A 新 6	音楽療法体験・ワークショップ	豆の木音楽療法研究所	100,000	3.333	4
A 新 7	不登校ひきこもり者自立支援及びカウンセリング新事業に関する広報活動	カウンセリングスペースまてりあ	100,000	3.111	5
A 新 8	八王子・生き甲斐支援のカウンセリング/心理学普及事業	特定非営利活動法人 CULL カリタス カウンセリング学会	100,000	1.667	2
A 新 9	認知症理解に向けて～自分のため、誰かのため・・・～	CS多摩・ムーミン	100,000	2.222	5
A 1	里山風景の復元と自然体験できるフィールドづくり	畦っこ元気くらぶ	100,000	4.889	9
A 2	第5回七夕交流会	南大沢音訊の会「こだま」	99,000	4.333	8
A 3	荒廃竹林の整備と竹紙生産に関する研究及び啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	100,000	4.000	9
A 4	市民参加型援農活動による農業の活性化	すずしろ22	100,000	4.333	9
A 5	子育て学習会(リトルアプリコット)	リトルアプリコット	100,000	4.222	9

予備審査結果（B事業実施部門・新規）

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望額 (円)	採点結果	
				平均 得点数	補助金交付の 必要性有りとした 委員数
B 新 1	上由木菜園クラブ	上由木菜園クラブ	65,000	-	-
B 新 2	英語劇を通して学ぶ多文化理解事業	アクティヴライン・八王子	231,000	9.111	8
B 新 3	デジター図書作製	八王子朗読の会“灯”	103,000	10.556	7
B 新 4	学校図書館999(キューキューキュー)!	八王子に学校図書館を育てる会	146,000	9.556	5
B 新 5	八王子大江戸舞祭2007 八王子合同合宿	八王子大江戸舞祭実行委員会	500,000	9.667	8
B 新 6	音楽福祉で高齢者障害者に活力を	特定非営利活動法人 ハート&ハート	477,000	8.778	4
B 新 7	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	415,000	8.778	7
B 新 8	八王子健康生きがいフェスティバル	多摩健康生きがいづくりアドバイ ザー協議会	71,000	8.333	7
B 新 9	健康吹矢の実習でシニアの健康を維持向上する事業	八王子健康レクリエーション吹矢 の会	270,000	5.111	1
B 新 10	第3回文化講演会	特定非営利活動法人 著作権推進会議	300,000	7.667	4
B 新 11	すてきな自然!きれいな空気!豊かなパワーで美しい街づくり	八王子是市民の会	1,000,000	5.333	2
B 新 12	子どもの思い発信	八王子青年団体連絡協議会	698,000	6.778	3
B 新 13	豊田直巳写真展「子どもたちに平和を」	八王子平和市民連絡会	389,000	7.222	5
B 新 14	外国人のデジタルデバйд解消のための相談会	情報ボランティアの会(八王子)	780,000	10.222	8
B 新 15	西東京オープンエアースタジオ	AIR-空-パフォーミング・アーツ研 究会	1,000,000	-	-
B 新 16	パン作りを通じた精神障害者地域参加支援事業	ムッシュ手づくりパンの会	1,000,000	6.667	4
B 新 17	「滝山城ガイドブック」の作成(出版)	滝山城跡群・自然と歴史を守る会	300,000	10.778	9
B 新 18	3世代交流広場事業	おおきに	823,000	10.556	8
B 新 19	「夏休み親子日本語教室」	特定非営利活動法人 全国日本語教師会	250,000	8.111	3
B 新 20	高尾周辺花めぐりガイドブック	高尾の野花を見る会	1,000,000	10.333	8
B 新 21	八王子散策ポケットブックの作製	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	750,000	9.889	7
B 新 22	ミュージックTOWN802	(おんぶ)	1,000,000	9.333	8

予備審査結果（B事業実施部門・継続）

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望額 (円)	採点結果	
				平均 得点数	補助金交付の 必要性有りとした 委員数
B 1	越中八尾おわら風の踊りin八王子(おわら風の盆)	八王子「おわら風の盆」の会	800,000	10.222	8
B 2	ふるさとの食を拓く	NPOふるさとの食を拓く会	160,000	10.444	9
B 3	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	400,000	9.111	8
B 4	地域社会の活性化を図る趣味の作品展	特定非営利活動法人 めじろむつみクラブ	86,000	8.778	8
B 5	子ども支援と高齢者に生きがいつくり、世代間交流	きよぴー	600,000	11.333	9
B 6	「八王子の手話」ガイドブック	八王子市聴覚障害者協会	515,000	10.556	9

本 审 查

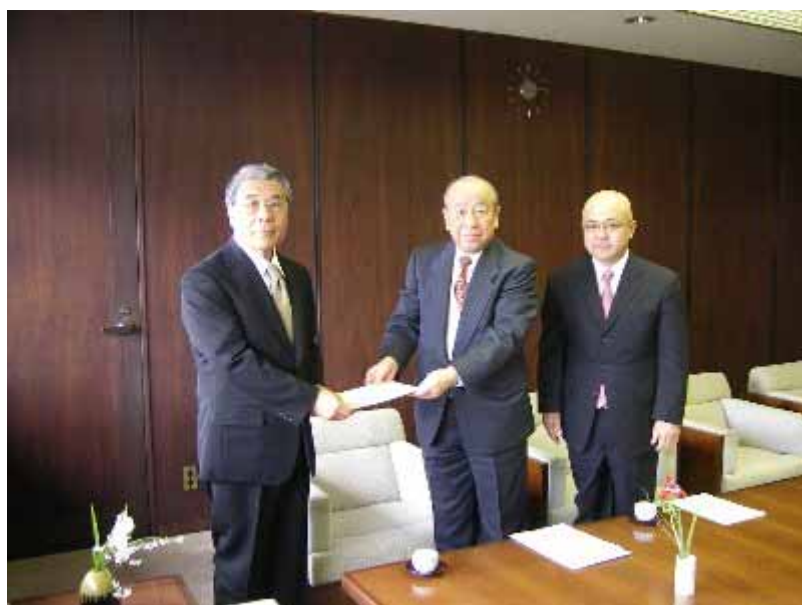
本審査の経過

平成19年	2月	6日	審査委員会に審査を依頼
		18日	審査委員会を開催 (公開プレゼンテーション)
	3月	5日	審査委員会を開催
	3月	16日	市長に審査結果意見書を提出

公開プレゼンテーション(2月18日)



市長に審査結果意見書を提出(3月16日)



採点方法について

A 部門

審査項目 2 項目（各 4 点満点） 委員 7 名 = 56 点満点

公益性

期待度

B 部門

審査項目 4 項目（各 4 点満点） 委員 7 名 = 112 点満点

計画性

社会貢献度

ニーズの高さ

創意工夫

平成19年3月16日

八王子市長 黒 須 隆 一 殿

平成19年度市民企画事業補助金の応募事業について審査を行ったので、次のとおり報告します。

市民企画事業補助金審査委員会

委員長	渡 戸 一 郎
副委員長	前 野 修
委 員	西 弥 生
同	橋 本 優 子
同	大 瀧 京 子
同	山 家 利 子
同	東 條 洋

講 評

平成19年度市民企画事業補助金の審査を終えて

市民企画事業補助金審査委員会

委員長 明星大学人文学部教授 渡戸一郎

八王子では市民活動が活発だと承知していましたが、今回はじめて市民企画事業補助金の審査に臨み、応募書類と熱意あふれるプレゼンテーションを通して、あらためてその感を深くしました。今回は「活動支援部門」に14団体、「事業実施部門」に25団体（新規分19、継続分6）の応募がありました（このほか、3団体から応募がありましたが、審査以前に取り下げになりました）。企画事業の内容もさまざまな分野に及び、本当に多様でしたが、応募状況をふりかえると、今回から、多摩・島しょ子ども体験塾助成制度による子ども関連事業を同時に募集したことに伴い、そちらに一定の応募件数が流れたこと、また、残念ながら若い市民層による補助金への応募がきわめて少なかったということが特徴的です（とくに後者の、若い市民層の活動支援については、今後の大きな課題になるのではないかと思います）。いずれにせよ、平成15年度に始まったこの補助金制度も5回目を迎え、応募する市民活動団体側の創意工夫（開拓性、創造性）がさらに求められる段階を迎えるなか、審査委員会では、この制度にふさわしい事業にはできるだけ補助金が交付されるよう配慮させていただきました。

審査を通じた感想をいくつか挙げますと、第一に、応募書類やプレゼンテーションを通して、その団体活動の全体像や目的（ミッション）がよく伝わってくる場合とそうでない場合があります。応募された事業が当該団体の目的や活動の積み重ねのなかでどのように位置づけられているのか不明瞭な場合、とりわけ書類審査だけの「活動支援部門」では不利になる可能性があります。しかしこれは書類の書き方の問題ですので、あまり本質的な問題ではありません。

第二に、応募された事業のコンセプトと意義がどれだけ明確で、一定の潜在的ニーズに応えようとしており、さらに一般市民や地域社会への「広がり」の可能性を秘めているかという点です。これは八王子に限ったことではないのですが、NPOなどの市民活動と言ってもその内容が多様に広がるなかで、市民によるボランティア・アクションの「原点」がともすれば忘れられがちな傾向も近年は散見されます。地域志向型であれ、テーマ志向型であれ、自分たちがなぜその活動に取り組むのか、折にふれて振り返ることはきわめて重要です。（地域）社会の変化のなかで、リーダーやメンバーの「思い」（パッション）を「目的・使命」（ミッション）にきちんと表現できているか、「目的・使命」を有効で効果的な「形」（事業）にするための具体的な方法（グループワーク、広報、資金的裏づけ）が得られているか、あるいは得られる可能性があるか、などがポイントになります。

また、ここでの「広がり」は必ずしも八王子市全体でなくてもかまいませんが、仲間内の活動のための事業はこの事業になじみませんし、逆にせっかく「広がり」を意図していても、そのための戦略（方法論）が現実的でない場合、企画自体の練り直しが必要になることもあります。本来は、企画事業の事前相談の段階で、こうした企画の練り直し作業が行なわれることが望ましいのですが、そのほかに市民活動支援センターがもっと活用されてよいのではないかと思います。市民活動支援センターはまさに市民活動と行政や企業とをつなぐ中間支援組織ですから、こうした行政の補助金ばかりでなく、企業財団などからの助成金の獲得のノウハウを学ぶ機会を提供しています。

第三に、「協働」という言葉が自治体行政施策で多用される昨今ですが、行政は市民活動のあり方に直接口出ししないのが基本だと考えます。一方、新しい市民社会づくり、あるいは地域社会づくりのためには、市民活動団体相互間の協働を進めること（市民協働）を土台に、行政や企業との協働を開拓することが基本になります。その意味で、他の市民団体や地縁型組織、あるいは公的機関、企業などと連携・協働する努力、工夫もさらに期待されます。また、市民企画事業補助金への応募の仕方として、市民団体が協働方式で応募されることがあってもよいでしょう。市民活動支援センターがそうした取り組みを積極的に支援しコーディネートしていくことも重要です。

最後に、今回残念ながら、補助金の交付が得られなかった団体の皆様には是非、以上の点を踏まえて再度、応募されることを期待しております。

以上

市民企画事業補助金審査委員会

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
A 新 1	脳とくらしの活性化「脳がめざめるアート塾」	ヒーリングアート・パステルカフェ	100,000
A 新 2	みんなで考えよう	読書クラブ八王子	100,000
A 新 3	アバンティ情報発信事業(活動紹介)	特定非営利活動法人 アバンティ	100,000
A 新 4	民間レベルの日中友好活動基礎作り	八王子市日本中国友好協会	100,000
A 新 5	紙芝居普及活動	わくわく紙芝居サークル	100,000
A 新 6	音楽療法体験・ワークショップ	豆の木音楽療法研究所	100,000
A 新 7	不登校ひきこもり者自立支援及びカウンセリング新事業に関する広報活動	カウンセリングスペースまてりあ	100,000
A 新 8	八王子・生き甲斐支援のカウンセリング/心理学普及事業	特定非営利活動法人 CULL カリタス カウンセリング学会	100,000
A 新 9	認知症理解に向けて～自分のため、誰かのため・・・～	CS多摩・ムーミン	100,000
A	1 里山風景の復元と自然体験できるフィールドづくり	畦っこ元気くらぶ	100,000
A	2 第5回七夕交流会	南大沢音訳の会「こだま」	99,000
A	3 荒廃竹林の整備と竹紙生産に関する研究及び啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	100,000
A	4 市民参加型援農活動による農業の活性化	すずしろ22	100,000
A	5 子育て学習会(リトルアプリコット)	リトルアプリコット	100,000
計			1,399,000

審査結果(A 活動支援部門)

審査結果					受付 番号
得点数	採 択	優先 順位	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
35	可	7	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 1
17	不可	14	公的な活動としての広がりについて、工夫が必要である。本補助金の交付は認められない。	0	A 新 2
19	不可	13	事業内容が明確でなく、今後の展望も見えない。この活動を広報する公的な意義が不十分であり、本補助金の交付は認められない。	0	A 新 3
24	不可	12	この活動を広報する公的な意義が不十分である。本補助金の交付は認められない。	0	A 新 4
39	可	5	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 5
33	可	8	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 6
31	可	9	新聞折込による広報の有効性に疑問がある。リーフレットの作成による広報を補助対象とする。よって、交付要望額より減額した50,000円を補助予定額とする。	50,000	A 新 7
27	不可	11	事業内容の具体的な効果や今後の広がりについて疑問がある。本補助金の交付は認められない。	0	A 新 8
29	不可	10	公的な活動としての広がりや今後の展開について疑問があり、事業内容において工夫が必要であると考え、事業内容を見直しての再挑戦を期待する。	0	A 新 9
40	可	4	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 1
42	可	1	(審査委員会としては特段の意見はない。)	99,000	A 2
42	可	1	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 3
41	可	3	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 4
39	可	5	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 5
				849,000	

市民企画事業補助金審査委員会

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 新 1	上由木菜園クラブ	上由木菜園クラブ	65,000
B 新 2	英語劇を通して学ぶ多文化理解事業	アクティヴライン・八王子	231,000
B 新 3	デイジー図書作製	八王子朗読の会“灯”	103,000
B 新 4	学校図書館999(キューキューキュー)!	八王子に学校図書館を育てる会	146,000
B 新 5	八王子大江戸舞祭2007 八王子合同合宿	八王子大江戸舞祭実行委員会	500,000
B 新 6	音楽福祉で高齢者障害者に活力を	特定非営利活動法人 ハート&ハート	477,000
B 新 7	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	415,000
B 新 8	八王子健康生きがいフェスティバル	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	71,000
B 新 9	健康吹矢の実習でシニアの健康を維持向上する事業	八王子健康レクリエーション吹矢の会	270,000
B 新 10	第3回文化講演会	特定非営利活動法人 著作権推進会議	300,000
B 新 11	すてきな自然!きれいな空気!豊かなパワーで美しい街づくり	八王子是市民の会	1,000,000
B 新 12	子どもの思い発信	八王子青年団体連絡協議会	698,000
B 新 13	豊田直巳写真展「子どもたちに平和を」	八王子平和市民連絡会	389,000

審査結果(B 事業実施部門・新規)

審査結果					受付番号
得点数	採 択	優先順位	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
-	-	-	1月10日付で取り下げ	-	B 新 1
78	可	6	(審査委員会としては特段の意見はない。)	231,000	B 新 2
85	可	1	同様の活動をしている他の団体とも連携を図り、情報を交換しながら活動してほしい。	103,000	B 新 3
70	可	10	(審査委員会としては特段の意見はない。)	146,000	B 新 4
82	可	3	(審査委員会としては特段の意見はない。)	500,000	B 新 5
65	不可	13	事業の独自性、また、公的な活動としての広がりについて工夫が必要であると考え、本補助金の交付は認められない。	0	B 新 6
82	可	3	(審査委員会としては特段の意見はない。)	415,000	B 新 7
71	可	9	(審査委員会としては特段の意見はない。)	71,000	B 新 8
56	不可	18	公的な活動としての広がりをみせるためにも、事業内容において工夫が必要であると考え、本補助金の交付は認められない。	0	B 新 9
55	不可	19	事業内容の具体的な効果・必要性について疑問がある。本補助金の交付は認められない。	0	B 新 10
61	不可	15	計画の具体性や実現性に疑問があると考え、本補助金の交付は認められない。	0	B 新 11
59	不可	16	広報における費用対効果に疑問がある。公費負担の必要性にも疑問があり、本補助金の交付は認められない。	0	B 新 12
62	不可	14	事業計画及びその実施方法に疑問あり。本補助金の交付は認められない。	0	B 新 13

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 新 14	外国人のデジタルデバイド解消のための相談会	情報ボランティアの会(八王子)	780,000
B 新 15	西東京オープンエアースタジオ	AIR-空-パフォーミング・アーツ研究会	1,000,000
B 新 16	パン作りを通じた精神障害者地域参加支援事業	ムッシュ手づくりパンの会	1,000,000
B 新 17	「滝山城ガイドブック」の作成(出版)	滝山城跡群・自然と歴史を守る会	300,000
B 新 18	3世代交流広場事業	おおきに	823,000
B 新 19	「夏休み親子日本語教室」	特定非営利活動法人 全国日本語教師会	250,000
B 新 20	高尾周辺花めぐりガイドブック	高尾の野花を見る会	1,000,000
B 新 21	八王子散策ポケットブックの作製	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	750,000
B 新 22	ミュージックTOWN802	(おんぷ)	1,000,000
計			11,568,000

審 査 結 果					受 付 番 号
得点数	採 択	優先 順位	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
83	可	2	(審査委員会としては特段の意見はない。)	780,000	B 新 14
-	-	-	1月11日付で取り下げ	-	B 新 15
58	不可	17	事業計画に疑問あり。今後の展望も見えず、本補助金の交付は認められない。	0	B 新 16
70	可	10	(審査委員会としては特段の意見はない。)	300,000	B 新 17
76	可	7	(審査委員会としては特段の意見はない。)	823,000	B 新 18
70	可	10	(審査委員会としては特段の意見はない。)	250,000	B 新 19
79	可	5	希少植物の保護について注意を図り、盗掘等につながらないよう、作成にあたり配慮してほしい。	1,000,000	B 新 20
73	可	8	(審査委員会としては特段の意見はない。)	750,000	B 新 21
-	-	-	2月16日付で取り下げ	-	B 新 22
				5,369,000	

市民企画事業補助金審査委員会

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 1	越中八尾おわら風の踊りin八王子(おわら風の盆)	八王子「おわら風の盆」の会	800,000
B 2	ふるさとの食を拓く	NPOふるさとの食を拓く会	160,000
B 3	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	400,000
B 4	地域社会の活性化を図る趣味の作品展	特定非営利活動法人 めじろむつみ クラブ	86,000
B 5	子ども支援と高齢者に生きがいつくり、世代間交流	きよびー	600,000
B 6	「八王子の手話」ガイドブック	八王子市聴覚障害者協会	515,000
計			2,561,000

審査結果(B 事業実施部門・継続)

審査結果					受付 番号
得点数	採 択	優先 順位	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
81	可	4	(審査委員会としては特段の意見はない。)	800,000	B 1
70	可	6	(審査委員会としては特段の意見はない。)	160,000	B 2
86	可	1	(審査委員会としては特段の意見はない。)	400,000	B 3
75	可	5	(審査委員会としては特段の意見はない。)	86,000	B 4
84	可	3	(審査委員会としては特段の意見はない。)	600,000	B 5
86	可	1	所定上限額を超える補助金の必要性について、全体計画及び実績を考慮し認めることとする。	515,000	B 6
				2,561,000	

参 考 资 料

<経 過>

10月1日	広報はちおうじ、ホームページに募集記事掲載
10月14日	募集説明会の開催
10月29日、11月25日	応募相談会の開催
10月16日～12月15日	募集期間
12月16日～2月6日	予備審査
2月6日～3月15日	本審査
3月16日	審査結果意見書を市長へ提出

<市民企画事業補助金審査委員会開催状況>

開催年月日	開催時刻	会 場	内 容
平成18年8月8日(火)	10:00～11:55	クリエイトホール 第7学習室	・委員長・副委員長の選任 ・19年度補助事業の募集について ・19年度審査の日程について ・18年度補助事業情報交換会について
平成19年2月18日(日)	10:30～17:00	クリエイトホール ホール	・公開プレゼンテーション審査 (事業実施部門)
平成19年3月5日(月)	13:00～15:30	クリエイトホール 第2学習室	・最終審査 (活動支援部門・事業実施部門)

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。)第 5 条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第 2 条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のしくみづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第 5 条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第 6 条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体(以下「応募団体」という。)は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第 2 項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」(様式 1)

(2) 「市民企画事業実施計画書」(様式 2)

(3) 「市民企画事業収支計画書」(様式 3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、第 5 条第 3 項に規定する審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式 4)により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第 8 条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第 6 条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式 5 により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第 1 項の審査の際と変わらない(軽微な変更は除く)限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決

定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による通知については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

(1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)

(2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)

(3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当課の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に係る所管(以下「担当課」という。)を指定するものとする。

2 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当課に意見を求めるものとする。

3 担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第17条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
応募部門		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	市民活動団体が自立運営を協働を目標に企画提案する公益的な事業 将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 平成19年4月から平成20年3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 市、市の外郭団体、国及び地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合はとする。
	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考		同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。

市民企画事業補助金

平成19年度補助対象事業募集要項

1 趣旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募方式により募集し、厳正な審査を経て決定します。

2 補助の内容

補助対象事業は、以下の2部門に分けて募集し、決定します。

応募することができるのはA活動支援部門、B事業実施部門、合わせて1団体1事業です。

A 活動支援部門

この部門では、すでに公益的な活動に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする団体の活動を紹介するために要する経費の補助をします。ただし、計画段階での事業費が5万円以上のものとします。

補助金額	必要な経費の10分の10 (千円未満切り捨て、上限10万円)
補助回数	同一団体2回まで補助を受けることができます。

B 事業実施部門

この部門では、市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助します。ただし、計画段階での事業費が10万円以上のものとします。

補助金額	必要な経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限100万円) 2回目以降は対象事業費の1/3以内又は前回交付決定額の80%のいずれかが低い額。ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は、 とします。
補助回数	同一の事業に対して3回まで補助金の申し込みを行うことができます。

3 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が補助対象となります。

- (1) 公益性が認められること。
- (2) 計画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (3) 平成19年4月から平成20年3月までの間に実施する事業であること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
- (6) 市、市の外郭団体、国や他の地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。
- (7) 同時に募集する「平成19年度子ども体験塾事業助成金」に申請していないこと。
- (8) 上記(1)~(7)の要件のほか、法令等に違反しないこと。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

- (9) 市内で実施すること。

B 事業実施部門

- (10) 市内で実施されるか、又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

4 応募できる団体

次の全ての要件を満たす団体が応募できます。

- (1) 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)
- (2) 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

- (5) 市内に活動拠点を持っていること。

B 事業実施部門

- (6) 市内に活動拠点を持っているか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

5 補助の対象としない経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除きます。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (3) 不動産及び高額な備品(おおむね20万円以上)の購入費

6 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知しています。

広報はちおうじ10月1日号への掲載

市ホームページへの掲載

募集案内チラシでの周知(市庁舎・市民活動支援センター・クリエイトホール・各事務所・市民センター等公共施設への備え付け)

7 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催し、応募予定団体に対し申し込み手続きや制度の概要等についての説明を行います。説明会への参加は申し込み不要ですので直接会場へお越しください。

開催日時： 平成18年10月14日(土)午後1時30分開場 午後2時～4時

会場： クリエイトホール 11階 視聴覚室

8 相談会の開催

以下のとおり相談会を開催し、応募予定団体に対し申し込み手続きや制度の概要等についての相談を受け付けます。相談会への参加は申し込み不要ですので直接会場へお越しください。

開催日時： 1回目 平成18年10月29日(日)午後1時～5時

2回目 平成18年11月25日(土)午後1時～5時

会場： クリエイトホール 1階 情報コーナー内

応募についての問い合わせ・相談は、協働推進課でも随時受け付けています。できるだけ事前に電話連絡のうえ、お越しください。

9 募集期間（応募書類の受付期間）

平成18年10月16日（月）～平成18年12月15日（金）

協働推進課へ提出又は郵送（12月15日必着）

上記相談会の会場でも受け付けます。

パソコンを使って書類を作成した団体は、電子データも併せて提出してください。

提出していただく書類

様式1 「市民企画事業補助金交付申込書」(活動支援部門、事業実施部門)

18年度からの継続事業を申し込む場合は、付属資料「平成18年度事業の進捗状況」も提出してください。

19年度新規で事業実施部門に申し込む場合は、付属資料「過去3年間の活動実績」も提出してください。

団体の定款・会則及び最新の決算書を添付してください。

様式2 「市民企画事業実施計画書」

複数年にわたり補助金の交付を申し込む予定の場合は付属資料「複数年度の事業計画書」も提出してください。

様式3 「市民企画事業収支計画書」

10 審査方法

審査は、次のとおり行います。

(1) 予備審査

市の関係部長で構成する庁内審査会で応募書類により審査するほか、事業担当所管課との面接による応募書類の確認を行います。

(2) 本審査

下表のメンバーによる市民企画事業補助金審査委員会で、応募書類により審査するほか、B事業実施部門については、公開プレゼンテーションを行いその内容を審査します。

また、継続事業については応募時に提出された前年度事業の進捗状況の内容も参考にしううえで審査します。本審査にあたっては、予備審査結果、市民コメント（後述）を参考にします。

市民企画事業補助金審査委員会委員		
委員長	渡戸 一郎	明星大学 人文学部人間社会学科 教授
副委員長	前野 修	八王子市町会自治会連合会 事務局長
委員	西 弥生	創価大学 法学部 (八王子学生委員会 委員長代行)
委員	橋本 優子	公認会計士
委員	大瀧 京子	コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社 関東サポート部東京総務グループ 主任
委員	山家 利子	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ多摩 事務局長
委員	東條 洋	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社長兼編集長

審査項目は下表のとおりです。

区 分	A 活動支援部門	B 事業実施部門
予備審査	公益性 期待度 補助金交付の必要性	政策合致性 計画性 社会貢献度 ニーズの高さ 八王子らしさ 補助金交付の必要性
本 審 査	公益性 期待度	計画性 社会貢献度 ニーズの高さ 創意工夫

審査結果(補助対象事業の選考及び交付額の査定結果)は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

1 1 公開プレゼンテーションの実施

「B事業実施部門」に応募された事業については、本審査において一般公開でプレゼンテーションを行います。

開催予定日： 平成19年2月18日(日)

開催時間： 応募件数を確認後決定し、応募団体に通知します。

市民への周知は、広報「はちおうじ」2月1日号及び市ホームページで行います。

会 場： クリエイトホール 5階ホール 東町5-4

1 2 市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を市民コメントシートで提出することができます。提出された市民コメントは、本審査の参考資料として、「市民企画事業審査委員会」に提出します。

1 3 結果の公表

審査の結果は、広報はちおうじ、市ホームページで公表します。

1 4 普及広報

市民企画事業補助金制度を市民の方により知っていただくために、補助金交付を受けた団体は補助事業を行う際にポスターやチラシ等に市民企画事業補助金交付対象事業である旨の表示をしていただきます。

1 5 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

このほか、市が開催する情報交換会や一般公開での成果報告会等に参加をお願いし、事業成果の発表をしていただきます。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

1 6 問い合わせ・応募書類等の郵送先

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

電話 042-620-7401 FAX 042-626-0253

ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/shiminkikaku/kikakujigyo.html>

(こちらから応募書式のダウンロードができます。)

eメールアドレス b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市民企画事業補助金の審査基準について

予備審査は、応募書類について、関係所管課による審査を経て、庁内審査会での審査を行います。また、面接による応募書類の確認も行います。

本審査は、市民企画事業補助金審査委員会で、予備審査の結果を参考にしながら行います。活動支援部門は応募書類のみの審査ですが、事業実施部門では書類審査のほか、公開プレゼンテーションも審査の対象とします。また、公開プレゼンテーションに参加した市民のコメントも審査の参考にします。

審査にあたっては、応募書類が提出された事業ごとに、以下の項目に主眼をおいた審査を行います。

A 活動支援部門

< 予備審査 >

公 益 性	活動目的や内容に公益性が認められるか。
期 待 度	独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。
補助金交付の必要性	

< 本審査 >

公 益 性	活動目的や内容に公益性が認められるか。
期 待 度	独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。

B 事業実施部門

< 予備審査 >

政 策 合 致 性	実施効果が八王子ゆめおりプランの目指す方向性に寄与するか。 将来、市との協働事業に発展することが期待できるか。
計 画 性	事業内容、事業規模、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、継続の必要性があるか。
社 会 貢 献 度	地域社会の健全な発展に寄与するか。
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
八王子らしさ	「オンリーワンのまちづくり」を目指す八王子市として積極的に支援できるものか、八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか。
補助金交付の必要性	

< 本審査 >

計 画 性	事業内容、事業規模、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、継続の必要性があるか。
社 会 貢 献 度	地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
創 意 工 夫	他の団体ではできない独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また可能性を秘めているか。

市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に審査するため、市民企画事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の審査に関する事項
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内大学に在学する者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、申請事業の審査結果について、市長に報告書を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

八王子市市民企画事業補助金審査委員会 委員名簿

任期 平成18年7月～19年5月

平成19年3月1日現在

	氏名	区分	所属	備考
1	ワタド 渡戸 一郎	学識経験者	明星大学 人文学部人間社会学科 教授	委員長
2	西 弥生	市内大学学生	創価大学法学部	
3	前野 修	町会・自治会関係者	八王子市町会自治会連合会 事務局長	副委員長
4	橋本 優子	公認会計士	税理士法人 山田&パートナーズ	
5	大瀧 京子	市内企業関係者	コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社 関東サポート部 東京総務グループ 主任	
6	ヤンベ 山家 利子	市民活動関係者	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ多摩 事務局長	
7	東條 洋	地域メディア関係者	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社長兼編集長	

市民企画事業補助金庁内審査会設置要綱

(設 置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき執行する市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)について、市の施策との整合性や市民自治・協働の推進という視点から審査するため、市民企画事業補助金庁内審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。
(1) 補助金の応募事業の予備審査に関する事項
(2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組 織)

第3条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。
総合政策部長
市民活動推進部長
財務部長
健康福祉部長
こども家庭部長
産業振興部長
環境部長
まちづくり計画部長
生涯学習スポーツ部長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市民活動推進部長を、副委員長には総合政策部長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を総括する。
3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が会議に出席できないときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 審査会は、委員長が招集し、議長となる。
2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報 告)

第7条 委員長は、応募事業の予備審査の結果について、市民企画事業補助金審査委員会に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 審査会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成15年8月18日から施行する。
附 則 この要綱は、平成15年11月14日から施行する。
附 則 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

市民企画事業補助金庁内審査会委員名簿

平成19年3月1日現在

	氏 名	役 職	内線	備 考
1	西 田 和 夫	総 合 政 策 部 長	2101	副委員長
2	白 柳 和 義	市 民 活 動 推 進 部 長	2971	委 員 長
3	原 島 一	財 務 部 長	2301	
4	岡 部 正 明	健 康 福 祉 部 長	2801	
5	坂 本 誠	こ ども 家 庭 部 長	2831	
6	大 熊 誠	産 業 振 興 部 長	2901	
7	橋 本 義 一	環 境 部 長	3201	
8	市 川 健 寿	ま ち づ くり 計 画 部 長	3301	
9	菊 谷 文 男	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	4301	

担当課一覧

区分	受付番号	事業名	団体名	担当課				
A 活動 支 援 部 門	新 1	脳とくらしの活性化「脳がめざめるアート塾」	ヒーリングアート・パステルカフェ	学園都市文化課	高齢者支援課	子育て支援課		
	新 5	紙芝居普及活動	わくわく紙芝居サークル	学園都市文化課	児童青少年課	中央図書館		
	新 6	音楽療法体験・ワークショップ	豆の木音楽療法研究所	高齢者支援課	障害者福祉課	保健センター	子育て支援課	
	新 7	不登校ひきこもり者自立支援及びカウンセリング新事業に関する広報活動	カウンセリングスペースまてりあ	指導室				
	1	里山風景の復元と自然体験できるフィールドづくり	畦っこ元気くらぶ	環境保全課	農林課			
	2	第5回七夕交流会	南大沢音訳の会「こだま」	障害者福祉課				
	3	荒廃竹林の整備と竹紙生産に関する研究及び啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	農林課	環境政策課	環境保全課		
4	市民参加型援農活動による農業の活性化	すずしろ22	農林課					
5	子育て学習会(リトルアプリコット)	リトルアプリコット	子ども家庭支援センター	子育て支援課				
B 事 業 実 施 部 門	新 2	英語劇を通して学ぶ多文化理解事業	アクティヴライン・八王子	学園都市文化課	指導室			
	新 3	デイズー図書作製	八王子朗読の会“灯”	障害者福祉課	中央図書館			
	新 4	学校図書館999(キューキューキュー)!	八王子に学校図書館を育てる会	指導室	中央図書館			
	新 5	八王子大江戸舞祭2007 八王子合同合宿	八王子大江戸舞祭実行委員会	児童青少年課	生涯学習総務課			
	新 7	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	協働推進課	暮らしの安全安心課	防災課	高齢者支援課	こども政策課
				産業政策課	環境政策課	ごみ減量対策課	生涯学習総務課	
	新 8	八王子健康生きがいフェスティバル	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	高齢者支援課				
	新 14	外国人のデジタルデバйд解消のための相談会	情報ボランティアの会(八王子)	学園都市文化課				
	新 17	「滝山城ガイドブック」の作成(出版)	滝山城跡群・自然と歴史を守る会	広聴広報室(広報担当)	農林課	観光課	文化財課	
	新 18	3世代交流広場事業	おおきに	協働推進課	こども政策課	子ども家庭支援センター	高齢者支援課	教育総務課
	新 19	「夏休み親子日本語教室」	特定非営利活動法人 全国日本語教師会	学園都市文化課	児童青少年課	学事課	指導室	
	新 20	高尾周辺花めぐりガイドブック	高尾の野花を見る会	広聴広報室(広報担当)	観光課			
	新 21	八王子散策ポケットブックの作製	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	広聴広報室(広報担当)	産業政策課	観光課	文化財課	
	1	越中八尾おわら風の踊りin八王子(おわら風の盆)	八王子「おわら風の盆」の会	広聴広報室(広報担当)	産業政策課	観光課		
2	ふるさとの食を拓く	NPOふるさとの食を拓く会	産業政策課	観光課	農林課	文化財課		
3	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	こども政策課	児童青少年課				
4	地域社会の活性化を図る趣味の作品展	特定非営利活動法人 めじるむつみクラブ	協働推進課	学園都市文化課	高齢者支援課			
5	子ども支援と高齢者に生きがいづくり、世代間交流	きよびー	協働推進課	高齢者相談課	高齢者支援課	こども政策課	指導室	
6	「八王子の手話」ガイドブック	八王子市聴覚障害者協会	障害者福祉課					

平成19年4月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7401 (直通)

FAX 042-626-0253

E-mail b050700@city.hachioji.tokyo.jp